

## 基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

### 個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	⑦子育て短期支援事業 (ショートステイ)	提供区域	市全域
概要	保護者が疾病や就労等の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった時に、児童福祉施設等において、短期間その児童の養育等を行う。		
量の見込みの考え方	国が示す算出方法による数値に、児童虐待相談等による保護者の育児不安等の事由により、本事業の活用が想定される数値を加えて、利用日数を算出。		
確保策の考え方	現在の受入体制（市内の児童養護施設3箇所、市外の乳児院1箇所）を維持するとともに、利用状況等を見ながら、必要に応じて実施箇所の配置を検討する。		
令和5年度の成果	<p>〇0歳児を市内で受け入れるため、ファミリーホームを1箇所追加した。</p> <p>(令和5年度実施状況)</p> <p>利用実績：452日（令和4年度：332日）          実施施設：5箇所（令和4年度：4箇所）          (市内の児童養護施設3箇所、ファミリーホーム1箇所【追加】、市外の乳児院等1箇所)</p>		
課題	<p>〇利用実績は昨年度と比べて増加しているが、同一者が複数回利用しているケースもあり、潜在的なニーズの把握が困難である。</p> <p>〇施設の受入状況次第では、希望日に利用できないケースがある。</p> <p>〇必要としている方に利用してもらうため、引き続きチラシ設置等により幅広く周知を図る必要がある。</p>		
今後の取組方針	<p>〇伴走型相談支援による全数面接、健康診査や訪問事業等で潜在的なニーズを把握するとともに、希望日に利用することができるように、受入施設数や定員枠の増を検討する。</p> <p>〇ショートステイを利用することで、通学時の付き添いや親子入所など保護者の育児負担を軽減することができ、児童虐待の予防にも寄与することから、今後も継続して実施する。</p>		

#### 量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：延利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	268日	259日	252日	246日	239日
	b 確保策	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
B 実績値	a 利用実績	222日	271日	332日	452日	
	b 確保策	5箇所	4箇所	4箇所	5箇所	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲46	12	80	206	
	b 確保策	0	▲1	▲1	0	

注) 実績値における「量の見込み」は利用実績と表記しています。

## 基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

### 個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	⑧妊産婦健康診査事業	提供区域	市全域
概要	妊娠高血圧症候群や貧血などの異常を発見して治療につなぎ、安全な出産が迎えられるよう、妊婦に対する定期健康診査（最大14回）と、「産後うつ」の予防などのための産婦健康診査（最大2回）を委託医療機関において実施するとともに、県外での受診費用を助成する。また、妊産婦の歯科健康診査を実施する。		
量の見込みの考え方	各年度0歳児推計人口×13回（妊婦健康診査平均受診回数）により算出		
確保策の考え方	適切な時期の妊婦健康診査受診を促進するために、早期母子健康手帳取得の周知啓発や、継続して定期受診ができるよう関係機関と連携して必要な支援を行う。また、産婦健康診査については、助成制度の周知啓発を引き続き行う。		
令和5年度の成果	<p>○母子健康手帳の早期取得を啓発することで、適切な妊婦健診の受診につながり、妊婦の健康管理の充実を図ることができた。また、医療機関等と連携しながら出産後間もない時期の産婦健康診査を実施し、支援が必要な産婦への支援を行った。</p> <p>○子育てに伴う経済的負担を軽減するため、令和5年12月から多胎妊婦及び低所得世帯の妊婦に対して健診費用の助成を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多胎妊婦…妊婦健診14回に最大5回追加</li> <li>・低所得世帯の妊婦…初回産科受診料の助成を開始</li> </ul> <p>（令和5年度実施状況）</p> <p>妊婦健康診査の延受診回数：26,946回（令和4年度：30,335回）</p> <p>産婦健康診査延べ受診回数：4,095回（令和4年度：4,576回）</p> <p>妊婦多胎健康診査延べ受診回数：26回（令和4年度：-回）</p> <p>初回産科健康診査延べ受診回数：8回（令和4年度：-回）</p>		
課題	<p>○異常が発見された妊婦に対しては、早期に治療につなぐため、医療機関と連携を図り支援することが必要である。</p> <p>○母子健康手帳の早期取得及び適切な妊婦健診について啓発が必要である。</p>		
今後の取組方針	<p>○伴走型相談支援の全数面接において妊産婦健診の受診を促進し、必要な支援が適切に行えるように医療機関等との連携強化を図る。</p> <p>○子育て家庭の経済的負担の軽減にも配慮するとともに、安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう母子の健康管理を図る。</p>		

#### 量の見込みと確保策

##### 長崎市全体

（単位：延受診回数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	36,049	35,061	34,177	33,462	32,812
	b 確保数	36,049	35,061	34,177	33,462	32,812
	実施体制	<p>○医療機関や助産院への委託</p> <p>○委託していない県外の医療機関等での受診に対する公費負担</p>				
B 実績値	a 実績値	33,728	32,637	30,335	26,946	
	b 実績値	33,728	32,637	30,335	26,946	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲2,321	▲2,424	▲3,842	▲6,516	

注) 実績値における「量の見込み」及び「確保数」は、どちらも「実績値」と表記しています。

## 基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

### 個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	⑨乳児家庭全戸訪問事業	提供区域	市全域
概要	生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員等が訪問し、子育てに関する情報の提供や、子育ての状況を把握することで、支援が必要な家庭を早期に発見し、保健師の訪問などにつなぐ。		
量の見込みの考え方	各年度の0歳児推計人口を基に、転出・里帰りなどにより訪問できなかった割合を考慮し訪問件数を算出		
確保策の考え方	事業について対象家庭への事前周知と理解を十分に図るなど民生委員・児童委員が実施しやすい仕組みを整え、民生委員・児童委員や他の関係機関と連携して子育て家庭の状況把握を行い、必要な支援につなぐ。		
令和5年度の成果	<p>○令和5年度は対象家庭の68.9%を民生委員・児童委員が訪問した。(令和4年度：62.1%)</p> <p>○里帰り中やフォローが必要な家庭については保健師が訪問等を行っており、連携して全家庭の早期の状況把握ができています。</p> <p>(令和5年度実施状況)</p> <p>乳児家庭全戸訪問件数：1,507件(令和4年度：1,544件)</p>		
課題	<p>○民生委員・児童委員の訪問だけでなく、地区担当保健師の活動と併せて実施している現状であり、保護者からは専門職の訪問を希望する声があがっている。</p> <p>○令和5年4月より開始した伴走型相談支援事業における専門職による出生後面談と実施時期が重なっており、訪問のあり方が整理できていない。</p>		
今後の取組方針	○伴走型相談支援の出生後面談と本事業の実施方法を見直し、保健師・助産師による専門職の訪問へ変更し、その家庭の状況を把握してより早期に不安や悩みに対応することで、継続した寄り添い型の支援へとつなげる。		

#### 量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：訪問件数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	2,543	2,473	2,411	2,360	2,315
	b 確保数	2,543	2,473	2,411	2,360	2,315
	実施体制	<p>○民生委員・児童委員協議会への委託による訪問</p> <p>○担当保健師の配置・訪問</p>				
B 実績値	a 実績値	2,098	2,009	1,544	1,507	
	b 実績値	2,098	2,009	1,544	1,507	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲445	▲464	▲867	▲853	

注) 実績値における「量の見込み」及び「確保数」は、どちらも「実績値」と表記しています。

## 基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

### 個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	⑩養育支援訪問事業	提供区域	市全域
概要	出産後間もない時期や、さまざまな要因により養育が困難になっている家庭に対して、育児についての技術的助言や指導、家事援助等の支援を行い、児童虐待を未然に防止する。		
量の見込みの考え方	過去の実績をもとに平均伸び率を考慮して算出		
確保策の考え方	産婦人科・小児科等の関係機関との連携を強化し、支援が必要な家庭の把握を確実に行う。また、対象者にあった養育支援が適切に行われるよう、体制の充実を図る。		
令和5年度の成果	<p>○専門職による定期的な面接により支援が必要な子育て世帯の把握につながり、必要な支援を実施することができた。（子育て世帯訪問支援事業の家事・育児支援と並行して実施）</p> <p>（令和5年度実施状況）          養育支援訪問事業の実施          ・実対象人数：13人（令和4年度：12人）          ・支援回数（延べ）：224回（令和4年度：126回）          ・専門的支援（保健師）：77回（令和4年度：49回）</p>		
課題	○虐待などのハイリスクな子育て世帯の早期把握、自助の見極めを行いながらサポートプランを作成して適切な福祉サービスや子育て支援サービスにつなげることが必要である。		
今後の取組方針	<p>○産婦人科等の医療機関との情報共有や伴走型相談支援における全数面接等により支援を必要とする対象を把握する。</p> <p>○公的な子育て支援事業（家事代行サービス、子育て世帯訪問支援事業など）だけでなく、民間の福祉サービスや子育て支援サービスの把握に努め、適切な支援を実施していく。</p>		

#### 量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：実対象人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	20	20	20	20	20
	b 確保数	20	20	20	20	20
	実施体制	<p>○担当保健師の配置            ○訪問支援者の配置</p>				
B 実績値	a 実績値	14	8	12	13	
	b 実績値	14	8	12	13	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲6	▲12	▲8	▲7	

注) 実績値における「量の見込み」及び「確保数」は、どちらも「実績値」と表記しています。

## 基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	①利用者支援事業	提供区域	-								
概要	<p>子どもとその保護者等が、個別の状況に応じて、適切な教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な場所で教育・保育施設の入所、子どもの預かりや発達状況など子育てに関する日常的な相談に応じ、地域の子育て支援に関する情報を提供するとともに、必要に応じて助言・手続きに必要な窓口等の紹介などを行う。</p> <p>【事業類型】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①特定型</td> <td>保育コンシェルジュのような教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行う</td> </tr> <tr> <td>②基本型</td> <td>特定型に加え、関係機関との連絡調整、連携・協働、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有などを行う</td> </tr> <tr> <td>③母子保健型</td> <td>保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に上記の利用者支援と地域連携を行う</td> </tr> </tbody> </table>			区分	実施内容	①特定型	保育コンシェルジュのような教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行う	②基本型	特定型に加え、関係機関との連絡調整、連携・協働、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有などを行う	③母子保健型	保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に上記の利用者支援と地域連携を行う
区分	実施内容										
①特定型	保育コンシェルジュのような教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行う										
②基本型	特定型に加え、関係機関との連絡調整、連携・協働、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有などを行う										
③母子保健型	保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に上記の利用者支援と地域連携を行う										
量の見込みの考え方	市内に1箇所設置										
確保策の考え方	母子保健型を中核とした子育て世代包括支援センターにおいて、関係機関と連携を図りながら、保健師等による相談体制を整える。支援の必要な妊産婦等を早期に把握し、支援事業へとつなぐことで、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行っていく。										
令和5年度の成果	<p>○保健師等を配置し、伴走型相談支援事業等においてすべての妊婦や子育て家庭との面談時に、あらゆる相談へ対応し、必要な支援へつないだ。(母子保健型として実施)</p> <p>○不安や悩みを抱える保護者や子どもが地域の身近な場所で相談し、適切なサービスを利用できるよう、利用者支援専門員を中心とした、地域の中での子育て支援の連携体制構築を市内2地区でモデル的に実施した。(子ども・子育て支援連携体制促進事業)</p> <p>(令和5年度実施状況) 妊婦の健康相談対応件数 電話相談：2,078件、面接：2,409件、訪問：162件</p>										
課題	○子育て家庭が地域の中で安心して生活できるためには、母子保健を中心とした取り組みに加え、利用者支援専門員が地域の身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を実施する利用者支援事業(基本型)が必要である。										
今後の取組方針	○母子保健を中心とした取り組みに加え、地域の中で子育て支援を行う機関や団体等との連携体制構築をモデル的に実施する。また、令和6年4月設置の母子保健機能と児童福祉機能が一体となったこども家庭センターに加え、地域子育て相談機関の設置を見据え、包括的な支援体制のもと寄り添い型の支援を行うための本市に適した地域での相談支援のあり方を検討していく。										

### 量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：実対人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所
	b 確保数	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所
	実施体制					
B 実績値	a 実績値	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	
	b 実績値	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	0	0	0	0	

注) 実績値における「量の見込み」及び「確保数」は、どちらも「実績値」と表記しています。

## 基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

### 個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	提供区域	—
概要	幼稚園や保育所等で必要な副食費、教材費・行事費等に要する費用を徴収（実費徴収）する場合に、その一部又は全部を助成する。		
量の見込みの考え方	令和2年度に対象となる幼稚園数が減少することに伴い、令和元年度からの対象園児数の減少を推計し、令和2年度以降の見込みとして算出。 見直し後：令和4年度の当初予算要求時に算出した見込み数を基準として、1号認定児童の利用児童数の伸び率の推計値を利用し算出。		
確保策の考え方	すべての対象者に給付するため、量の見込みと同数とする。		
令和5年度の成果	施設型給付を受けない私立幼稚園に通う低所得世帯等に対し、副食費の給付を行った。 令和5年度 実対象人数38人（延べ319月分）		
課題	新制度に移行していない施設がある。		
今後の取組方針	施設型給付を受ける施設との公平性の観点から、今後も事業を継続する。		

#### 量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：実対象人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	114	112	110	108	106
	b 確保策	114	112	110	108	106
	実施体制	—				
B 実績値	a 量の見込み	144	79	73	38	

注) 実績値における「量の見込み」は「実績」と読み替える。

計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	30	▲ 33	▲ 37	▲ 70	

## 基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

### 個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	⑬多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業	提供区域	—
概要	<p>(巡回支援) 多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者への支援を行う。</p> <p>(特別支援) 私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を助成する。</p>		
量の見込みの考え方	—		
確保策の考え方	—		
令和5年度の成果	未実施		
課題	<p>(特別支援) 支援が必要な子どもが年々増加傾向であるため、子どもを受け入れる認定こども園・保育所・小規模保育事業実施施設への十分な支援が必要である。</p>		
今後の取組方針	<p>(巡回支援) 既存の施設の活用を基本としていることから、現時点では実施する予定ない。</p> <p>(特別支援) 特別な支援が必要な子どもの受け入れを促進するため、国の検討状況を見ながら検討を行う。なお、長崎市独自の障害児保育対策事業及び発達促進保育特別対策事業において、支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園・保育所・小規模保育事業実施施設への補助を行っており、今後も引き続き行っていく。</p>		